第三十条の二第一項第四号	改正前施行令第七条において準用する改正前組合法施行令第十一条の七の四各号
第三十条の二第一項第七号	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十条の二の四第一項（各号を除く。）	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三
法第二十五条において準用する組合法第七十七条	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条
法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の七の三第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項
法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の七第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の七第二項
法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の二	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の二
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項の規定により準用する第七十五条の四第二項

第三十一条の二第二項第一号	及び住所
第三十一条の二第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項
第三十一条の二第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項
第三十一条の四	法第二十五条において準用する組合法附則第八十四条第一項
	第八十六条
	法第二十五条において準用する組合法第八十六条
第三十一条の五	障害等級
	及び住所
第三十三条の七第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号
第三十三条の七第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項

及び住所	、住所及び基礎年金番号
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の二
法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項	、住所及び基礎年金番号
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項の規定により準用する第七十五条の四第二項